

南九州市教育委員会公印の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

南九州市教育委員会教育長 有 馬 勉

南九州市教育委員会規則第 6 号

南九州市教育委員会公印の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政事務の効率化を図るため、規則その他の規程（以下「規則等」という。）による施行に用いられる文書（以下「施行文書」という。）への公印の押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の省略)

第 2 条 施行文書は、規則等の定めにかかわらず、次に掲げるものを除き、公印の押印を省略できるものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられているもの
- (2) 許可・認可等の行政処分に関する文書（申請どおりの決定をする文書を除く。）
- (3) 権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼすもの
- (4) 儀礼的に公印を押印すべきもの
- (5) 各種証明に関するもの
- (6) その他教育長が特に必要と認めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定により公印を省略できる文書は、規則等の定めにかかわらず、規則等が改正されるまでの間、所要の調整をし、施行文書とすることができる。